

中世ヨーロッパにおける結婚と女性

—D.Herlihy の研究に寄せて—

一 はじめに

家族を形成する「入り口」として、結婚のあり方は、家族史研究の中でも特に重要な側面のうちの一つである。現代社会では、結婚のプロセスに最も重要な関わりを持つのは、結婚する当の男女であり、その幸福が主として追求されるべきだと一般に考えられているが、過去の社会においては、結婚は社会秩序の根幹を成し、また、金銭や財産の譲渡を伴うという社会的・経済的意味の重大さから、当事者男女ではなく、家族や親族、共同体社会がイニシアチブをとり、家族や社会レベルの利益が結婚を左右する度合いが増す。今日の感覚では欲得ずくのように感じられる過去の結婚のあり方も、資金調達のメカニズムが不十分な時代には、切実に必要とされるものであったと言えよう。

中世後期のイタリヤでは、妻を娶る男は金を欲すと言われたように、妻の持参金を期待するのは当然とされた。し

末 広 菜穂子

かし、この持参金への期待は、ヨーロッパに伝統的・普遍的な態度であったわけではなく、ちょうどこの時期に顕著となった歴史的現象であった。結婚に伴う経済的譲渡（金や財産の流れ）の意味やその方向は、時代により変化を示している。本稿では、中世後期における女性側の結婚条件の悪化に関して、「結婚市場」の視点から注目したD.Herlihy の研究を紹介しつつ、結婚と女性の地位との関連性について検討を加えてゆきたい。

二 結婚条件の悪化

Herlihy は、結婚時の経済的譲渡の流れる方向と、結婚年齢という二つの要素に着目して、古代から中世にかけてのヨーロッパの結婚パターンの変化を次のように示した。

(1) 古代ローマ時代における持参金の女性側家族の負担

と、男性晩婚・女性早婚。

(2) 古代末期から中世初期における女性側への結婚時の贈与の男性側負担と、男女の結婚年齢差の縮小。

(3) 中世中期からの女性側の持参金負担の増大と、男性晩婚・女性早婚。

すなわち、中世初期には、おそらくはゲルマン的な結婚パターンの影響のもとに、夫婦同年齢、男性側の経済的負担という傾向がヨーロッパに出現するものの、やがて古代ローマの結婚パターンへ逆戻りするというものである。⁽¹⁾

もとより、時代がさかのぼるにつれて、利用できる史料は稀少となり、さらにその多くが一部の階層や地域にのみ関わる片寄りがちなものであるため、こうしたパターン化は慎重を要する。中世初期については、史料が特に断片的であるが、九世紀のサン・ジェルマン・デ・プレ大修道院と、マルセイユのサン・ヴィクトワール教会の両土地調査に関する Herlihy の分析は、当時の農民層の結婚年齢を知る貴重な手掛りを与えてくれるもので、男女の結婚年齢差が小さかったことを明らかに示している。⁽²⁾ さらに、西ゴート法は、成熟年齢 *aetas perfecta* を男女とも二十歳とし、八世紀の *Fleius* の宗教会議では夫婦の同年齢が謳われるなど、法的な裏付けも幾つか確められる。⁽³⁾

このように、きわめて明快には言いがたいものの、利用できる史料は、中世初期の結婚パターンについての Herlihy の主張を支持しているように思われる。これに対し、中世中期からの結婚条件の変化は、特にイタリアにおいて顕著に認められる。十二世紀初めに、久しく見られなかった、妻の持参金という本来の意味での *dos* という言葉が、文書中に現われ始め、同世紀半ば頃の結婚契約書には、妻の持参金額を増やし、結婚時の負担の均等化を図る様子をうかがうことができる。しかし、この平等主義は長続きせず、夫から妻への贈り物の額に対し法的に制限を加える動きが強まり、逆に、妻の持参金は上昇を続ける。⁽⁴⁾ 結婚に伴う経済的譲渡の流れは、ここでその方向を変え、女性側に負担の大部分を課すこととなった。持参金額の高騰につれ、娘の結婚を整えることは、家族にとって非常な重荷と感じられるようになり、娘を結婚させることのできない落魄した貴族などを助けるために、持参金のための寄付を募る慈善組織が各都市に設立されるまでになった。

時を同じくして、女性の早婚傾向が強まった。十代半ばの結婚が普通となり、一三七二年のプラート *Prato* の女性初婚推定年齢が十六・三歳、一四二七年のフィレンツェが十七・六歳、フィレンツェのコンタードの農村女性が十

八歳であり、十四、五世紀のイタリアにおいて、女性の結婚年齢は二十歳よりかなり前に置かれていたことがわかる。これに対し、男性の結婚年齢はずっと高く、一四二七年のプラートは二十七歳、フィレンツェは三十歳と男性初婚年齢が推定されており、男性は古代ローマ時代と同様、若くして結婚することを敬遠して、壮年期を結婚適齢とみなすようになった。

結婚年齢と結婚資金という二つの結婚条件についての、中世中期からの以上のような変化の説明をどこへ求めればよいのか。Herlihy は、人口学的立場に立って、結婚を求める男女数の不均衡からの検討を試みている。彼によれば、中世初期の荒々しい時代は、女性にとって生きにくい世の中であった。墓碑銘の調査は、当時の女性の死亡年齢が男性より低かったことをしばしば指摘している。サン・ジェルマン・デ・プレの調査では、下の階層ほど男女数の不均衡が著しく、隷農層においては女性一〇〇に対し男性は二六六の割合に上る。この時代の、男性に比した女性の賠償金や贖罪金の高さは、女性の稀少性を物語るものであり、男性側からの *dos* や後朝贈与 *morgengabe* の慣行も、不足がちな女性を獲得しようという考え方の表われだとしてゐる。それに対し、一四二七年のトスカナについて

Herlihy は、男女の寿命を示しているが、男性二八・五歳に対し、女性は二九・五歳。女性の生活は、行政の保護や宗教倫理のゆっくりとした広まりの中で、かつてほど厳しいものではなくなり、相対的に長命を享受できるようになった。一方、軍役を負う男性は、それだけ死の危険に晒されていた。当時の著名な生物学者 Albertus Magnus は、女性は本来男性より短命だが、男性ほど働かず、消耗しないため長生きすると述べている。一四二七年のトスカナにおける男女人口比は、男性一一一に対し、女性一〇〇で、男性がなお上回っているが、結婚適齢期の女性の比率は男性を上回っている⁽⁶⁾。

このように、女性の寿命と人口数は、中世の経過の中で相対的に向上きとなったが、このことは、同時に、結婚市場におけるかつてのような女性の稀少性が消えたことを意味する。しかも、男女の結婚年齢の隔たりは女性にとって不利に働く。年齢別人口構成がピラミッド型を示すこの時代においては、男女の結婚年齢差が開けば開くほど、より少数の男性がより多数の女性の中から配偶者を選択できるという状況を生み出すのである。さらに、キリスト教の純潔を尊び、結婚に高い価値を認めない観点から、あるいはまったく逆の立場だが、放蕩や同性愛などにふける享楽主

義的観点から、結婚を忌避する男性も少なくなかった。また、最後に特に重要なことは、やむをえず結婚を控えねばならない男性の存在があったことである。財産維持のため、長子だけが結婚を許され、他の息子達は戦役や修道院に送られるか、未婚のまま家に留められることが多かった。そして、家長にとって、世襲財産を受け継ぐ息子の結婚相手を決めるのに慎重を期すのは、当然の心理であるう。

かくして、結婚を求める男女数の不均衡はさらに拡大し、結婚市場では、中世初期とは逆に男性数の不足をもたらした。そこで、男性側は有利な状況のもとに、より好条件の相手を急ぐことなく選択する余裕を持つ。不利な立場に立たされた女性は、ほとんど相手を選択する余地もないまま、早々に結婚相手を決めてしまいがちになる。そのため、男性の結婚はより遅く、女性の結婚はより早くなり、結婚年齢差が拡大して、結婚市場における女性の不利な立場が、また一段と強化される結果となるのである。

三 女性の地位の低下

以上、女性側の結婚条件の悪化の経過と、これについて結婚市場における交渉力の角度からの説明を試みる。H.

Herlihy の数量的分析を紹介した。史料の乏しさによる隙間が大きいとは言え、人口史の立場からのアプローチとして価値の大きいものである。しかし、結婚条件の悪化の問題は、持参金の持つ意味の解釈のしかたも含めて、女性の社会的・経済的地位との関わりの中で考えていく必要がある。Herlihy の結婚市場の議論では、持参金（あるいは男性側からの結婚の贈り物）は結婚に伴う費用を負担するものという意味しか持っていない。交渉力の弱い方がこれを負担することになるのである。しかし、持参金は、それ以上に生家の財産との関連で考えねばならないものである。J. Goody は、持参金は娘の生家での財産相続分と等価であり、社会における富の再分配を促すとした。⁸しかし、中世後期のイタリアにおける持参金は、生家の財産相続放棄のしるしとしか解釈しがたいように思う。

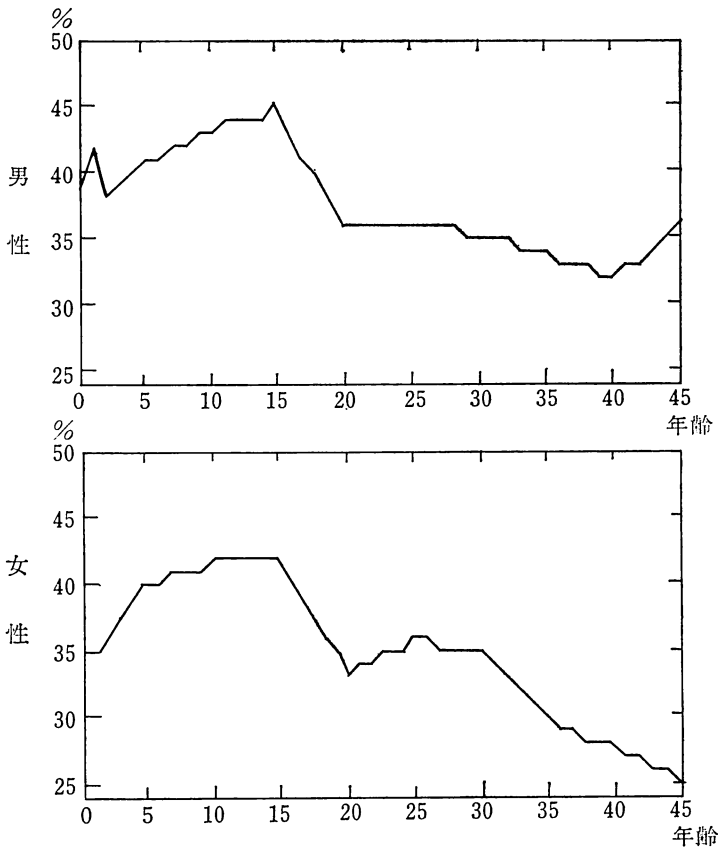
十一世紀以降の人口成長による高い人口圧の中で、各世帯は土地財産を維持し続けなければならず、財産分割をできる限り抑えることが肝要であった。長子だけに相続を認める直系家族の場合も、男子均等相続の家族の場合も、娘達はいずれにせよ生家の財産相続から排除され、その補償として持参金を与えられるのである。それに対し、夫から妻への贈り物は、妻の生家への花嫁代償という意味が薄

れ、妻自身が受け取り、妻の財産の一部に加えられていたが、結果として次世代の嫡子が継ぐべき財産を減らすことになる。息子の取り分を母が奪う形になるのを避けるため、妻への贈り物の額は制限され、ささやかなものとなり、持参金とその位置を交替することになったのである。家系の男性成員の富と地位を保持せんとする父系制の目標の下に、持参金は社会に定着し、普遍化した。金額の高さに対する不平の声は起こっても、当時のイタリアのように貨幣経済の進展しつつあった活気にあふれた社会では、そうした声も消されがちで、持参金の存在は当然のものと思なされるようになったのである。

生家においても、婚家においても、財産権を狭められた女性は、その経済的地位を著しく落とした。M.C.Howellは、中世末期の北部ヨーロッパの女性が世帯の経営に実質的に参加し、積極的な経済的役割を果たしていたのに対し、イタリアでは、持参金を移転するという経済的機能しか女性には与えられていなかったと述べた。彼女は、北部の女性は、その経済的能力のゆえに結婚は概して遅く、二十代半ばで、夫との年齢差も少なかったのに対し、イタリアの女性は、専ら出産能力だけが期待されていたため早婚であったとしている。北部ヨーロッパにおいても、地域

により差はあるものの、女性の法的な財産権縮小の全般的動きがあり、法的地位はイタリアとさほど変わりがあるようには見えない⁽¹⁰⁾。同じ法環境の中で、女性の実際の状況がそれほど違うとするなら、それは、法の適用場面において、イタリアの場合は父系の利益を守る姿勢がそれだけ強く貫かれていたからだろうか。Howellによれば、北部ヨーロッパでも、やがて女性の経済活動は、父系の秩序の再編と復活の中で、これを脅かすものとして範囲を狭められていく⁽¹¹⁾。とすれば、中世後期のイタリアの女性の状況は、北部ヨーロッパの女性の未来の予兆であったのではないか。

両親は、年若くして嫁ぐ娘達に日常の家事能力以上のことは期待せず、高度な生産技術を教えるにも熱心ではなかった。婚家においても、実際に家政で役割を果たすようになるのは、義父母が引退あるいは死亡した後のことであり、それまでは補助的立場に留まるのである⁽¹²⁾。女性の家庭での経済的貢献度は必然的に減少し、依存的性格を強めざるをえなかった。経済的能力の低い女性達にとって、人生行路は厳しかった。図1は、一四二七年のフィレンツェの約一万世帯をその財産所有額に従って、最富裕層から最貧困層まで、ほぼ二千五百世帯ずつの四つの階層に分け、そ



〔図1〕 フィレンツェの最富裕層世帯の年齢別男女人口比(1427)

出所：D.Herlihy, *Medieval Households*, p.152.

の最富裕層について、これに属する男女人口の全男女人口に対する割合を、年齢別にグラフに示したものである。

他の階層に比べて、最富裕層に属する人口は男女とも高い割合を示しているが、全体に男性の割合は女性を上回り、特に、三十歳を境として、男女の差が明確となる。ちょうどこの時期から、女性は年の離れた夫の死を迎える年代に入る。寡婦となって、初婚時よりもさらに不利な条件のもとで再婚するか、あるいは、僅かな寡婦産を頼りに暮らすか、いずれにしても、三十代から、女性は転落の人生を歩むことになる。三十八歳で、最貧困層に属する女性の割合は、最富裕層に属する女性の割合を越えて逆転するのである。一方、男性の進路は相対的に安定し

た穏やかなもので、女性のような下降現象はなく、むしろ、老年期に向けて上昇する傾向さえ見受けられる。女性の晩年期のみじめさに比べ、男性は豊かな晩年を享受しているのである。

結婚にのみ頼っていた当時の女性にとって、はるかに年上の男性との結婚は、結婚による地位の安定を早々と終わらせるものであり、不利な結婚条件は女性の貧困化を促した。結婚条件の悪化と地位の低下は、原因とも結果ともつかず、相関し合いながら、貧しい後半生を女性にもたらしたのである。

四 対立する女性観

最後に、当時の女性に対する、同時代人の——ということは、つまりそのほとんどが男性の——意識について触れておこう。

中世の女性観は、古くからの女性嫌悪の伝統と、「良き妻」への賞賛という二つの一見対立して見える意見が交錯している。Heilich は十四—十五世紀の人文主義の高まりの中で、学識者により、結婚生活の尊さ、結婚生活のもたらす喜びが大いに強調されたことを示しているが、この結婚生活の喜びを与える源泉が良き妻にあったことは言う

までもない。「神が人のために与えたすべてのもののなかで良き妻ほど愛らしく、すぐれたものはない」と、ある詩人は歌っている。シエナの聖ベルナルディーノは「家の中で最もすばらしく、有益なことは、賢く、徳が高く、穏やかで、子供を生む、美しく背の高い妻を持つことである」と述べた。¹³⁾

また、良き妻は良き母でもあった。ケルンの聖女クリスチーナを誘惑する際、悪魔は、「夫が妻と共にいる喜びに優る喜びはない。母が子供を持つ喜びに及ぶような喜びはない」と言って、孤独なクリスチーナを苦しめた。¹⁴⁾ 頑固な父と息子の対立の中で、息子を慰め、父にとりなしてくれる母は、愛といたわり、救済の象徴であった。十二世紀から、母たるものの代表である聖母マリアへの崇拜が広まり、高まったのも、そのような母性への期待と憧れが強く存在していたためであろうか。¹⁵⁾

賞揚された「良き妻」「良き母」のイメージが、現実の女性像を反映していたのかどうか確めることはむずかしい。しかし、それが理想として、主として男性により求められ、それが実際の女性の行動を評価する基準となったことは確かであろう。これと並んで男性に対しては、強く逞しく家族を率いる有能な父親像が求められており、中世末

期に、そうした父性イメージを体現した聖ミセフへの信仰が広められる。⁽¹⁶⁾ 中世末期に現れるこのような動きは何を示すのであろうか。聖家族のように愛情の絆で結ばれた家族の出現、あるいはその前触れなのか。それとも、父と母、夫と妻、親と子それぞれに役割を割り当て、父を頭とし、妻の貢献と子供の従順を求める父系制安定のための家族の絆の強化、理想化なのだろうか。

Ch. Klapisch-Zuber は、当時「良き母」に対立して語られた「冷酷な母」のイメージについて語っている。冷酷な母とは、夫の死後、子供を婚家に残したまま、生家から携えてきた持参金を再び手にして再婚してゆく母親であった。人々は、ここから、自らのことしか考えない、浮わつた、信頼できない、貪欲な女性像を築き上げた。それは、古くから、アダムを唆かしたイヴ以来、語られてきた女性像に通じるものである。そうかと言って、寡婦の身を守っても、独身の生活はあれこれ取沙汰された。結婚によってのみ生活の安定を得られた当時の女性が、再婚へ促されたのは当然のことであろう。また、それを強く勧めたのは、新たな姻戚関係を期待する生家の側であった。子供は婚家に属する者であったため、残さざるをえなかったのである。⁽¹⁷⁾

このように、「良き妻」「良き母」の好意的な女性観も、「冷酷な母」の否定的な女性観もともにその根ざすところは同じで、父系的秩序の維持を固く守る当時の社会の中での女性像の両面を示すものと考えられる。女性の母性的側面、家政への細やかな心配りといった夫の助手的側面は歓迎されるが、結婚せずにいたり、夫の死後、不安定な身分にいたりする女性は、秩序に不安を与える存在とみなされた。女性の結婚への依存度を増し、結婚条件の悪化と地位の低下を加速したのは、こうした根強い女性観にも依るところが大きかったのである。

注

- (1) D. Herlihy, *Medieval Households*, Harvard University Press 1985 の第一、三、五章参照。ゲルマンの結婚慣行に関しては、タキトゥスにより、男女とも結婚を急がず、夫婦同年齢で、結婚時に夫から妻へ家畜などを贈ることが示されている。タキトゥス著、泉井久之助訳註「ゲルマーニア」岩波書店、一九七九年。ローマ時代の女性の結婚に関しては J.F. Gardner, *Women in Roman Law & Society*, Croom Helm 1986.

(2) すなわち、Herlihy は、寡婦・鰥夫数の割合から、結婚年齢差が小さいことを、また、サン・ヴィクトワール

- ルについては、成人の独身男女数がとまど多うつたから、結婚年齢が男女とも遅うことを推定しよう。D. Herlihy, *op. cit.* pp. 76, 77.
- (3) D. Herlihy, *Ibid.*, p. 75.
- (4) シモンヌマは、十二世紀半は、夫から妻への贈り物、持参金の四分の一以下として、金額も制限した。ノヤンニキをばじめ、多くのノタリノ都市はこの取り決めを倣った。D. Herlihy, *Ibid.*, pp. 98, 99.
- (5) ノリート及びノヤンニキの男女の結婚年齢をうづは、D. Herlihy et Ch. Klapisch-Zuber, *Les Toscans et leurs familles. Une étude du catasto florentin de 1427*, Paris 1978 (英訳: *Tuscans and their Families*, New Haven 1985) pp. 394-400.
- (6) 以下、男女の寿命と人口比をうづは、推して、D. Herlihy, "Life Expectancies for Women in Medieval Society", in *The Role of Women in the Middle Ages*, edited by R. T. Morewedge, State University of New York Press 1975.
- (7) D. Herlihy, "The Medieval Marriage Market," *Medieval and Renaissance Studies* 6, Duke University Press 1976.
- (8) J. Goody, "Inheritance, Property and Women: Some Comparative Considerations," in *Family and Inheritance: Rural Society in Western Europe, 1200-1800*, edited by J. Goody, J. Thirsk, E. P. Thompson, London 1976, pp. 10-36.
- (9) M. C. Howell, *Women, Production, and Patriarchy in Late Medieval Cities*, The University of Chicago Press 1986, pp. 9-21.
- (10) 固モローハンは、持参金への移行をうづは、D. O. Hughes, "From Brideprice to Dowry in Mediterranean Europe", *Journal of Family History* 3, 1978. モローハンは、各国の夫婦財産所有のあり方をうづは、D. Herlihy, *Medieval Households*, p. 100. M. C. Howell, *op. cit.*, pp. 14-16. E. Emen, *Frauen im Mittelalter*, Munich 1984. J. Goody, J. Thirsk, E. P. Thompson (ed.) *op. cit.* ハッヤ、モローハン著、稿訳「フランス法制史概説」創文社、一九八六年。
- (11) M. C. Howell, *op. cit.*.
- (12) ムスカビは、都市よりもなほ農村になうづ、家長が高齢になるまで、家督を若い世代に譲らなうづため、若い夫婦にうづ、結婚は世帯の独立を意味しなかつたことが観察され、D. Herlihy et Ch. Klapisch-Zuber, *op. cit.*, pp. 469-521.
- (13) D. Herlihy, *Medieval Households*, pp. 115-117.
- (14) D. Herlihy, *Ibid.*, p. 125.

- (15) 聖母マリア信仰や聖人信仰などの背後に人々のどのような心性が隠されているかを探ることはきわめてむずかしい。聖人の象徴している精神性が、現実世界において価値を置かれていたしるしであるとも解釈しうるし、実際には抑圧された、あるいはおろそかにされていたため、その反動として信仰が高まったとも解釈しうるからである。中世の聖人信仰については、D. Weinstein and R. M. Bell, *Saints & Society, Christendom, 1000-1700*, The University of Chicago Press 1982.
- (16) D. Herlihy, *Medieval Households*, pp. 127-130.
- (17) Ch. Klapisch-Zuber, *Women, Family, and Ritual in Renaissance Italy*, The University of Chicago Press 1985, pp. 117-131.

(広島経済大学・生活史(経済史))